

京 都 大 学 寄 附 講 座 及 び 寄 附 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(寄附金の受入れ)</p> <p>第11条 寄附講座等に係る経費の寄附は、当該寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。</p> <p>2 前項の寄附は、京都大学寄附金事務取扱規程（平成16年達示第99号）に定める寄附金として受け入れるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(寄附金の受入れ)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>2 前項の寄附は、京都大学寄附金取扱規程（平成16年達示第99号）に定める寄附金として受け入れるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年7月24日から施行する。</p>